

○川口市防火防災訓練災害補償規則

昭和57年3月31日規則第31号

改正

昭和63年3月28日規則第19号
平成10年3月31日規則第56号
平成13年9月27日規則第77号
平成28年3月28日規則第17号

川口市防火防災訓練災害補償規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市又は民間防災組織が行う防火防災訓練その他これらに準ずる防火防災訓練に参加した者が当該訓練中の事故（以下「訓練事故」という。）により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して法律上の損害賠償責任に基づかずに行う災害補償（以下「補償」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）民間防災組織 市内にある自衛消防組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブその他の自主防災組織をいう。ただし、企業及び事業所等の自衛消防組織は除く。
- （2）防火防災訓練 消防訓練、水防訓練その他の防災訓練をいう。
- （3）補償対象者 第4条各号に規定する防火防災訓練に参加した者をいう。
- （4）被害者 補償対象者で訓練事故により死亡し、又は傷害を受けたものをいう。

（被害者への通知等）

第3条 補償対象者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市長は、その事実を知り、補償を行う必要があると認めるときは、被害者又はその遺族に対し補償を受けることができる旨を速やかに通知するものとする。

2 被害者又はその遺族は、事故のあった日から1年以内に当該事故の概要を市長に届け出なければならない。

（補償の対象となる防火防災訓練）

第4条 補償の対象となる防火防災訓練は、次に掲げるものとする。

- （1）市が行う防火防災訓練で、市内の民間防災組織が参加したもの
- （2）民間防災組織が自主的に行う防火防災訓練で、市長に防火防災訓練計画届出書（別記様式）の提出があったもの
- （3）第1号又は第2号に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、市内の町会又は婦人会等が防火防災訓練に参加したもの

（補償の種類）

第5条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）災害補償死亡一時金
- （2）災害補償後遺障害一時金
- （3）入院療養補償
- （4）通院療養補償
- （5）休業補償

2 同一の訓練事故により被害者に補償を行う場合においては、災害補償死亡一時金と災害補償後遺障害一時金の重複支給は行わず、災害補償死亡一時金をもってこの規則に基づく補償とする。

（災害補償死亡一時金）

第6条 補償対象者が訓練事故により死亡し、又は訓練事故により傷害を受け、それにより当該事故の日から180日以内に死亡した場合は、市は、7,000,000円の災害補償死亡一時金を遺族に支給する。

（災害補償死亡一時金の支給を受けることができる遺族）

第7条 災害補償死亡一時金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被害者の死亡当時において、主として当該被害者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前項の規定により難しいときは、前項の規定にかかわらず、前項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

（災害補償後遺障害一時金）

第8条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより治癒後180日以内で、かつ、当該事故後1年6月以内において、別表に定める程度の後遺障害が生じた場合は、市は、当該後遺障害の等級に応じて同表で定める額の災害補償後遺障害一時金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、被害者が訓練事故後1年6月を経過してなお治療を要する状態で、かつ、別表に定める程度の後遺障害が存する場合は、市は、当該1年6月を経過する日の前日における医師の診断に基づき後遺障害の等級を決定して、当該後遺障害の等級に応じて同表で定める額の災害補償後遺障害一時金を支給する。

- 3 別表に定める程度の後遺障害が2以上ある場合の後遺障害の等級は、重い後遺障害の等級によるものとする。
- 4 既に身体に障害のある補償対象者が訓練事故により後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害の程度に該当する別表に定める等級に応じて同表に定める災害補償後遺障害一時金の額から加重前の後遺障害の程度に該当する同表に定める等級に応じて同表に定める災害補償後遺障害一時金の額を差引いた額を災害補償後遺障害一時金として支給する。
- 5 別表に定める後遺障害の程度に至らない障害については、災害補償後遺障害一時金は支給しない。
- (入院療養補償)
- 第9条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に入院した場合は、市は、入院療養補償として3,500円に入院日数(この日数が90日を超えるときは、90日を限度とする。)を乗じて得た金額を支給する。
- 2 前項の入院日数は、当該障害により入退院を繰り返した場合は、最初に療養のため入院した日から起算した実入院日数とする。
- (通院療養補償)
- 第10条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院した場合は、市は、通院療養補償として、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額を支給する。
- 2 一補償対象者の同一の訓練事故による傷害に対して、入院療養補償及び通院療養補償のいずれも支給する場合は、前条第1項の規定による最高限度額をもって限度とする。
- (休業補償)
- 第11条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより就業できない場合は、市は、休業補償として3,000円に休業日数(この日数が90日を超えるときは、90日を限度とする。)を乗じて得た金額を支給する。
- 2 前項の休業日数は、当該傷害により休業を繰り返した場合は、最初に休業した日から起算した実休業日数とする。
- 3 当該障害の発生が、午後5時を超過した後の訓練事故によるものであった場合は、前2項に定める休業日数は、当該事故の翌日から起算する。
- (往復経路における事故の場合)
- 第12条 第6条及び前4条の規定は、補償対象者が防火防災訓練会場までの合理的な経路及び方法による往復において事故に遭い、これにより死亡し、又は傷害を受けた場合に準用する。ただし、この場合の補償金額は、これらの規定による金額の2分の1を限度とする。
- (治療を怠った場合等における措置)
- 第13条 第6条及び前5条の規定にかかわらず、被害者が正当な理由がなくその治療を怠り、このため当該傷害が重大になり、又は死亡したときは、その者に対する補償は、その影響がなかった場合に相当する額を限度とする。
- 2 第6条及び前5条の規定にかかわらず、被害者が、既に存在していた疾病の影響により、又は訓練事故により傷害を受けた後に当該事故と関係なく生じた傷害若しくは疾病の影響により、当該傷害が重大となり、又は死亡したときは、前項の規定を準用する。
- 3 第6条及び前5条の規定にかかわらず、補償対象者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、被害者に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じ補償の額を減額する。
- (適用の除外)
- 第14条 次に掲げる者については、この規則は適用しない。
- (1) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務により防火防災訓練に参加した者
- (2) 防火防災訓練中に休憩がある場合で、この休憩中に事故にあった者
- (3) 防火防災訓練を観覧又は応援していた者
- 2 次の事由に起因して被害者が死亡し、又は障害を受けた場合は、この規則は適用しない。
- (1) 市(市の職員及び消防団員並びに市から防火防災訓練の指導の委託を受けた者を含む。)又は被害者の故意
- (2) 損害賠償金又は補償金を受け取るべき者の故意
- (3) 被害者の自殺行為
- (4) 被害者の犯罪行為
- (5) 被害者の精神障害又は飲酒
- (6) 被害者の妊娠又は流産等
- (7) 戦争その他変乱
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- (9) 被害者の疾病(細菌性食中毒を含む。)
- (10) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害
- (11) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (12) 放射線照射又は放射能汚染(前号に規定する事由を除く。)
- (13) その他前各号に類似する事由によるもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に該当する者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、第6条及び第8条から第11条までの規定による金額の2分の1を限度として補償を行うことができる。
- (損害賠償への充当等)
- 第15条 同一の訓練事故について市に損害賠償責任が生じたときは、この規則による補償は行わず、また、この規則に基づき、既に支払った補償金があるときは、当該補償金は損害賠償の額に充当する。
- (補償額の調整)
- 第16条 第6条及び第8条から第11条までの規定にかかわらず、一の防火防災訓練に起因する事故に係る補償金の総額が3億円を超える場合は、それぞれの補償金の額を減額することができる。
- (委任)
- 第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日規則第19号)

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則による押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（平成10年3月31日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の川口市防火防災訓練災害補償規則の規定は、平成9年4月1日以後に発生した事故に対する補償について適用し、同日前に発生した事故に対する補償については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月27日規則第77号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月28日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の川口市防火防災訓練災害補償規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した訓練事故に対する補償について適用し、同日前に発生した訓練事故に対する補償については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

等級	金額	障害
第1級	7,000,000円	1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に又は随時介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に又は随時介護を要するもの 7 両上肢を手関節以上で失ったもの 8 両上肢の用を全廃したもの 9 両下肢を足関節以上で失ったもの 10 両下肢の用を全廃したもの
第2級	5,500,000円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 4 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢を肘関節以上で失ったもの 9 1下肢を膝関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの 12 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	4,000,000円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 両眼の視力が0.1以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 9 1上肢を手関節以上で失ったもの 10 1上肢の用を全廃したもの 11 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 12 1下肢を足関節以上で失ったもの 13 1下肢の用を全廃したもの 14 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 15 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 16 両足の足指の全部を失ったもの
第4級	3,000,000円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7 脊柱に運動障害を残すもの 8 1手の母指を含み2若しくは3の手指又は母指以外の3若しくは4の手指を失ったもの 9 1手の4若しくは5の手指又は母指を含み3の手指の用を廃したもの 10 両足の足指の全部の用を廃したもの

		11 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 12 1上肢に偽関節を残すもの 13 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 14 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 15 1下肢に偽関節を残すもの 16 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 17 1足の足指の全部を失ったもの 18 外貌に著しい醜状を残すもの 19 両側のこう丸を失ったもの
第5級	2,000,000円	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 1眼の視力が0.1以下になったもの 5 正面視で複視を残すもの 6 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 11 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 14 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 15 1手の母指又は母指以外の2若しくは3の手指の用を廃したもの 16 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 17 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 18 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 19 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 20 1足の足指の全部の用を廃したもの 21 外貌に相当程度の醜状を残すもの 22 生殖器に著しい障害を残すもの
第6級	1,300,000円	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 6 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 9 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 11 脊柱に変形を残すもの 12 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 13 長管骨に変形を残すもの 14 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 15 1手の示指、中指、環指又は小指を失ったもの 16 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 17 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 18 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 19 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 20 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 21 局部に頑固な神経症状を残すもの 22 外貌に醜状を残すもの
第7級	700,000円	1 1眼の視力が0.6以下になったもの

	2 正面視以外で複視を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 7 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 8 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 9 1手の手指の指骨の一部を失ったもの 10 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 11 1手の小指の用を廃したもの 12 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 13 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 14 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 15 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 16 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 17 局部に神経症状を残すもの
--	---

決	裁	欄
---	---	---

防火防災訓練計画届出書

年 月 日

(あて先)川口市長

民間防災組織名
代 表 者 住 所
代 表 者 氏 名
電 話

川口市防火防災訓練災害補償規則第4条第2号又は第3号に規定する防火防災訓練を下記
のとおり届け出ます。

記

- 1 訓練日時
- 年 月 日
- 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
- 2 場 所
- 3 訓練内容
- 4 参加人員
- 5 添付書類
- (詳細訓練計画等)
-